

# アスベスト被害 電話相談

主催：北海道アスベスト被害者支援弁護団

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムスビル3階  
札幌おおぞら法律事務所内

(電話 011-522-8716)

■ **12月8日(土) 午前10:00~15:00**

■ **電話番号 011-261-5751 (当日のみ)**

アスベスト(石綿)は、戦前からその危険性が指摘されていたにもかかわらず、戦後、そして高度経済成長のころから大量に輸入され、使用されるようになりました。最終的に日本でアスベストが全面禁止されるに至ったのは、2006年(平成18年)です。アスベストは、建材に多く使われた他、船や自動車のブレーキやクラッチやボイラーの被覆などにも使われました。建設作業現場、解体現場、倉庫業、船や自動車の修理や解体現場で働いた場合等にはアスベストに暴露していた可能性があります。

現在、全国6ヶ所(札幌・東京・横浜・京都・大阪・福岡)で、建設作業従事者のアスベスト被害について、国と建材メーカー40数社の責任を問う「建設アスベスト訴訟」が提起されています。12月5日午後3時に東京地裁で判決が言い渡されます。

私たちは、この判決を受けて、アスベスト被害の救済をさらに進めるために、電話相談を行うこととしました。

当日は、アスベスト問題に取り組んでいる医師、弁護士、医療従事者などが電話相談をお受けします。

- ◆ 造船・製鉄・大工・左官・配管工・保温工・塗装工・はつり工・溶接工などの仕事で直接アスベストやアスベスト含有製品を扱った方で、息苦しい、咳や痰が止まらない、疲れやすいなどの症状のある方や不安な方。
  - ◎ どの病院に行ったらいいのか
  - ◎ 無料で健康診断を受けることはできないか(健康管理手帳)
  - ◎ どんな補償があるのか(労災補償請求)
  - ◎ 国や企業に対して損害賠償請求をできないのか
- ◆ アスベストによる肺がんや中皮腫などで亡くなった遺族の方で、手続きの仕方が分からない方(石綿健康被害救済法)
- ◆ 北海道建設アスベスト訴訟に参加するにはどうしたらいいのか。
- ◆ その他、アスベスト被害に関することは何でも、お気軽にご相談ください。
- ◆ ホームページ(北海道アスベスト被害者支援弁護団)もご覧ください。